

一般社団法人徳島県就業支援機構定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人徳島県就業支援機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、多様な生き方、多様な働き方を許容する時代において、働く者のワークライフバランスの支援に寄与することを目的とする。

- 2 雇用問題の解消を図るため、就業支援及び職業教育を推進し、雇用の拡大と増進に寄与することを目的とする。
- 3 子ども、高年齢者などあらゆる人々の人権を守る活動に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 資格取得支援事業
- 2 就職支援事業
- 3 生徒・学生に対して職業教育推進事業
- 4 障害者の就職促進事業
- 5 啓発広報活動事業「機構だより」の発行、ホームページ作成・更新事業
- 6 リース・レンタル事業
- 7 相談センター事業
- 8 ワークライフバランス支援事業
- 9 子ども、高年齢者、外国人などの支援事業
- 10 人権啓発事業
- 11 新情報発信機能を取り入れた事業
- 12 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法という。）上の社員とする。

- 1 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- 2 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費等)

第8条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

ただし、賛助会員は入会金を納めることを要しない。

- 2 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 1年以上会費を納入しないとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、正会員総数の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前

までに除名する旨の理由を付して通知をし、決議の前に弁明の機会を与えるべきなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を毀損又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定により資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務に関してはこれを免ることはできない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第14条 役員は社員総会において選任する。

(理事の職務権限)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務及び会務を総括する。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務権限)

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事に職務の執行を監視し、監査報告を作成すること。

- (2) いつでも理事及び使用人に対して、事業の報告を求めるこの法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の場合において必要であると認めるときは、理事長に対し理事会の開催を請求すること。この場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発られない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲以外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に對し、その行為をやめることを請求すること。

(任 期)

第17条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、新任役員が就任するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間と同一とする。ただし、増員した監事についてはこの限りではない。
- 4 役員は、就任又は任期満了後においても第13条に定める定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第18条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。理事の解任は、社員総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 監事の解任は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、実費を弁償することができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により、別に定める。

第4章 社員総会

(種類)

- 第20条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 社員総会は、正社員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正社員1名につき1個とする。

(権限)

- 第22条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項を決議する。

社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬の額又はその規定
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算(報告)
- (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (6) 会員の除名
- (7) その他運営に関する重要な事項

(開催)

- 第23条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第24条 社員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して開会の日の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。
- 4 総会の招集に際し、総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従い、インターネットを利用した電磁的方法により正会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることにより、正会員に対して提供することができる。
- 5 総会の招集に際し、総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとることができる。

(議長)

第25条 社員総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第26条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第27条 社員総会の議事は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決議し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として決議に加わる権利を有しない。

(書面による議決権の行使等)

第28条 会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により議決権行使し、又は他の正会員を代理人として議決権行使を委任することができる。この場合において、書面又は電磁的方法による議決権行使者又は議決権行使委任者は、会議に出席したものとみなす。

2 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合に

において、その提案につき会員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 社員総会の議事については、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の数
- (3) 会議に出席した会員の数（書面による議決権行使者及び議決権行使委任者を含む）
- (4) 審議事項及び決議事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印をしなければならない。

第5章 理事会

(理事会設置及び種類)

第30条 この法人は、理事会を設置し、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、場所及び社員総会の目的事項の決定
- (2) 規則及び規程の制定、廃止及び変更
- (3) 前号のほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解雇
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適性を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(開 催)

第33条 通常理事会は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上開催する。

2 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事より会議の目的たる事項を記載した書面により理事長に開催の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事が招集したとき
- (4) 第16条の規定により監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

(招 集)

第34条 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、通知しなければならない

2 前号の規程にかかわらず、理事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第37条 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数の同意をもって決する。可否同数の場合は議長の決す

るところによる。この場合において、議長は、理事としての決議に加わる権利を有しない。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名又は記名押印をしなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産の管理運用)

第40条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算表)

第41条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告し、その承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び収支決算)

第42条 理事長は、事業年度ごとに会計帳簿に基づき、この法人の次の事業報告書及び計算書類等を作成し、監事の監査を受け、事業年度終了後3月以内に理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 この法人は、第1項の定時社員総会終結後遅滞なく法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

3 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(会計原則)

第43条 この法人の会計は、その行う事業に応じて一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上が出席し、正会員総数の3分の2以上の決議を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第45条 この法人は、一般法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、正会員総数の3分の2以上の決議により解散することができる。

2 この法人の解散のときに有する残余財産は、正会員に分配することはできない。

第8章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するために、この法人に事務局を置く。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び所要の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

第47条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を揃えておかなければならぬ。

(1) 定款

- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、職員の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第9章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第48条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する事項については、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項については、理事会の決議による別に定める。

(公 告)

第50条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第10章 雜則

(委 任)

第51条 この定款の施行に関し必要な事項については、理事会の決議により別に定める。

附 則

(設立初年度の事業年度)

第52条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の設立の日から平成21年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第53条 この法人の設立時理事、代表理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時理事	久積 育郎
設立時理事	川越 敏良
設立時理事	中村 昌宏
設立時理事	加林 章
設立時代表理事	加林 章
設立時監事	枋谷 旭

(設立時の正会員設立時社員の氏名又は住所)

住 所	徳島県徳島市南佐古七番町8番18号
氏 名	久積 育郎
住 所	徳島県徳島市八万町内浜11番地の5
氏 名	川越 敏良
住 所	徳島県徳島市北矢三町四丁目9番11-4号
氏 名	中村 昌宏
住 所	徳島県小松島市中田町字広見1番地の32
氏 名	加林 章
住 所	徳島県板野郡藍住町住吉字江端97番地4
氏 名	枋谷 旭

(法令の準拠)

第54条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附 則

この定款は、2024年6月12日から施行する。

附 則

この定款は、2025年6月12日から施行する。